第3期麻生区地域福祉活動計画 第3期あさお「ひと・ひと」福祉プラン

中間見直し版

平成27(2015)年度~平成32(2020)年度



社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会

目次

1	は	じめに	•	• •		• •	•	• •	• •	• •	• •	•	• •	• •	•	•	•	1	
2	. ,	;3期麻生 ;3期あさ						プラン・・・	/の	中間 • •	見直 ••	[[]	につ・・) • •		•	•	2~	4
3	第	3期麻生	E区地 ¹	或福祉	止活重	カ計画 • •	可概	要版	抜••	粋(••	<i>[</i> 参考 •••	<u> </u>	平成 • •	:26	6年	3月	月作 •	:成) 5	
	. ,	3 期麻生 あさお福									:発事	業	•	•	•	• ,	•	6	
(2)	福祉教育パンフレ	,	- •		-	まほど	えみ」	、 ^ম • •	ķ−.	ムペ· •••	ージ ・	^ジ 、彳 ・・	各事	業 <i>0</i>	か情 • ·	報 •	纸発彳 7	亍、
(3)	老人福祉	ヒセン	ターの	り運営	古、老	き人い	いこし	いの	家の	運営	/			•	•	•	8	
(4)	講座等の					了に ・	引して	こ の:	相談 • •	· 調·	整•	・ボ ・・	ラン・・	゚テ	イア・・	[*] コ	ーデ 9	ィネ
(5)	地区社会 向けた取 支援 ・													-	-			
(6)	総合相談	機能の	の強化	匕、利	多送り	ا — ا	ごス事	事業	、日	常生	活	自立	支捷	受事	業	•	1 1	
(7)	訪問介護よかん、					姜 、白	F末た • • •	こす・・・	けあ・・	・・ ・・	l分: •	事業 • •	, <i>b</i>)さ	おオ • •	モ・	チャ 12	とし
(8)	生活福祉•	上資金 ⁵ ••	貸付 • • •	事業、 • • •	共同]募会	企運 動 • • •	力、 ¹ • •	賛助 ・・	会員 ••	·募∮	集、 • •	高齢	者	フリ・・	•	パス) 13	販売
(9)	地域福祉 の整理	上活動: ・・	計画剂	推進事 • • •	¥ • •	区社•	土協名 • • •	设員 ⁾	研修 ••	、財	·源和 •	雀保 • •	の取 ・・	なり ;	組み • ·	, と •	法人 ³ 14	運営
5	地	域福祉活	動計	画推造	進委員	会認	设置。	更綱	•			•			•	•	•	1 5	
6	地	2域福祉活	動計	画推进	進委員	会委	美員名	名簿							•	•	1	6 ~	1 7

はじめに

麻生区社会福祉協議会では、平成27年3月に、平成27年度から31年度の5年間を期間とする第3期麻生区地域福祉活動計画(「第3期あさお『ひと・ひと』福祉プラン」)を策定し、取り組みを進めてまいりました。

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉協議会が、地域住民や地域福祉を進める関係者、関係団体・施設・機関、行政と連携し、「福祉のまちづくり」を推進するための方向性や取り組みを示した計画です。

地域福祉を取りまく状況がめまぐるしく変化する中で、計画策定当初より、 5年間の中間年にあたる平成29年度に、中間見直しを行うこととしておりま した。

中間見直しでは、特に「地域包括ケアシステムの推進」や「地域共生社会の 実現」などの、地域福祉を取りまく状況やニーズの変化を踏まえ、「第3期あ さお『ひと・ひと』福祉プラン」の点検、確認等を行いました。

今回の見直しをもとに、地域における人と人とのつながりを大切にしながら、 麻生区が、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、 地域づくりの取り組みを進めてまいりたいと存じます。

最後になりますが、計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました推進委員会の 委員の皆様、ご協力をいただきました関係者の皆様に心より感謝を申し上げま すとともに、地域福祉の推進に今後ともご助力をいただけますようお願い申し 上げます。

平成30年3月

社会福祉法人 川崎市麻生区社会福祉協議会 地域福祉活動計画推進委員会 委員長 壁 宣 昭

第3期麻生区地域福祉活動計画 第3期あさお「ひと・ひと」福祉プランの中間見直しについて

麻生区社会福祉協議会では、麻生区にお住まいの子どもから高齢者まで、また、障害のある方もない方も、全ての人がお互いを尊重して支え合う「誰もが安心して暮らせるまち」となるように、「福祉のまちづくり」を地域全体で進めていくことを目指し、平成15年度に「第1期麻生区地域福祉活動計画」(あさお「ひと・ひと」福祉プラン)を策定しました。現在は第3期計画として、平成27年度から31年度の5年間を期間とする第3期麻生区地域福祉活動計画の中で取り組みをすすめています。その中で、第3期計画の中間年である平成29年度にこれまでの取り組み状況を振りかえり、今後の取り組みの方向性や展開を検討するために中間見直しを行いました。

この間、地域福祉を取りまく環境は大きく変化し、川崎市においては、平成 27年3月に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」が策定され、地域包括ケアシステムの推進体制が強化され、平成30年度からは、具体的な行動を行う第2段階に入ります。国においても、平成28年7月に「わが事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、地域共生社会の実現に向けて、縦割りではない横断的で幅広い検討をすすめています。また、川崎市社会福祉協議会においても、「社協の事業の見える化」をすすめ、事業の評価や地域住民や関係機関に向けた活動のPRを強化しています。さらに、行政で策定をしている「地域福祉計画」と社会福祉協議会で策定する「地域福祉活動計画」との連携強化の必要性もいわれています。

今回の中間見直しでは、こういった動向を踏まえ、5年間の計画の中間年である平成29年度に、今までの事業の振り返りを行うとともに、今後の方向性の再確認を行い、必要に応じて修正等を行いました。特に「地域包括ケアシステムの構築」と「地域共生社会の実現」については、その基本的な考え方や視点、具体的な取組を踏まえ、今後の事業の推進を図ってまいります。

社会福祉協議会(略して「社協」〈しゃきょう〉)は、国の「社会福祉法」に規定された地域福祉を推進する中核的な団体で、全国・都道府県・市区町村に設置された民間の福祉団体です。



1 中間見直しの実施体制

麻生区地域福祉活動計画推進委員会を中心に進捗状況の確認や今後の方向性の検討を行いました。

2 中間見直しの経過

- (1) 第1回 地域福祉活動計画推進委員会 平成29年11月9日(木)
 - 〇第3期麻生区地域福祉活動計画

あさお「ひと・ひと」福祉プランの中間見直しの方法、内容について

- ○平成27年度から29年度前期(9月)までの取組状況の報告および 課題・取組の方向性の検討について
- (2) 第2回 地域福祉活動計画推進委員会 平成30年 1月29日(月)
 - ○前回委員会の意見及び会議後の委員意見について
 - ○第3期地域福祉活動計画の中間見直しについて
 - ○第3期地域福祉活動計画の中間見直し書の構成及び送付先等について
- (3) 第5回 麻生区社会福祉協議会 理事会 平成30年3月26日(月)→承認
- (4) 第4回 麻生区社会福祉協議会 評議員会 平成30年3月27日(火)→承認

3 具体的な見直し内容

- (1)「麻生区地域福祉計画」と計画年度を合わせるため、1年間期間を延長し、 平成32(2020)年度までとします。
- (2) 平成27年度から平成29年度前期までの取り組み状況について報告します。

(3) 今後の取り組みの方向性、展開について必要に応じて見直しを行います。

今までの取り組み状況や、地域包括ケアシステムの方向性や地域共生 社会の実現のために立ち上げられた「わが事・丸ごと」地域共生社会実現 本部などの地域福祉を取りまく動向の変化を踏まえ、今後の方向性、展開 について再検討を行い、必要に応じて補足や追記を行います。

(4)31の取り組み項目における「目的(概要含む)」について必要に応じて 見直しを行います。

計画年度当初から取り組みの目的や概要が変わっている部分や、近年の地域福祉を取りまく動向の変化を意識した上で変更が必要な事業について見直しを行います。

(5) 計画の進行管理体制の強化

当初の計画では、中間年度(平成29年度)における点検・見直しを行うことのみを記載していましたが、近年の地域福祉を取りまく環境の変化を踏まえ、毎年度、麻生区地域福祉活動推進委員会を開催し、点検、見直しを行い、修正などが必要な場合には、本会会長に報告し、理事会、評議員会の検討を経て、計画の修正・見直しを行います。

第3期 あさお「ひと・ひと」福祉プランの「3つの柱」「11の大項目」「31の取り組み項目」で

■標 みんなでささえあう、暮らしやすいまちづくり を進めます 概要版の抜粋

3つの柱

I)知りあう!

福祉への理解普及と情報提供

- (11) の大項目
- **★①**身近な「福祉」を目指して
 - 一「福祉」のニーズの把握や理解普及・啓発事業、 社会福祉協議会の周知の強化一
- **★②**[福祉]の情報を効果的に伝えていくために
 - 一「福祉」に関する情報収集・提供の充実、 社会福祉協議会の効果的な広報の充実一



(31) の取り組み項目

- ① あさお福祉まつり
- ② 麻生区社会福祉大会
- ③ 啓発事業(広報啓発部会の取り組みを含む)
- 4 福祉教育の推進
- ⑤ 広報紙「ほほえみ」(広報啓発部会の取り組みを含む)
- 6 ホームページ(広報啓発部会の取り組みを含む)
- ⑦ 各事業の情報紙の発行
- 8 パンフレットの作成・配布

3つの柱

Ⅱ ふれあう!

地域交流活動の推進

- (11) の大項目
- ❸高齢者のいきがいづくりの推進
- 一「老人福祉センター」「老人いこいの家」の充実一
- **★②**広げよう!地域活動・ボランティア活動
 - ―ボランティアに関しての取り組みの充実―
- ★G近所の中で、気軽に「ふれあえる」関係づくりを目指して

一地区社協等の地域活動への支援と交流の場づくり等



(31)の取り組み項目

- 9 老人福祉センターの運営
- 10 老人いこいの家の運営
- (1) 講座等の開催(各部会の取り組みを含む)
- (1) ボランティアに関しての相談・調整、ボランティアコーディネーターの
- (3) ボランティアグループ等活動助成
- 14 地区社会福祉協議会への支援
- 15 高齢者ふれあい活動支援事業
- 地域力の向上に向けた取り組みと災害時に備えた取り組み (在宅福祉サービス部会の取り組みを含む)
- 17 麻生区民生委員児童委員協議会への支援

3つの柱

Ⅲ ささえあう!

相談体制の整備と生活支援サービスの充実

- (11) の大項目
- **★③「人」と「地域」をつなげる支援体制を目指して** 一支援を必要としている方への総合的な相談支援一
- の高齢者支援の充実
 - 一高齢者支援を目的とした事業・活動の充実―
- ③障害児・者支援の充実
- 一障害児・者支援を目的とした事業・活動の充実-
- **9**子育て支援の充実
- ―子育て支援を目的とした事業・活動の充実―
- **①生活困窮者に向けた取り組みの充実**
- ―自立を目指した世帯への支援―



(31)の取り組み項目

- (2) ボランティアに関しての相談・調整、ボランティアコーディ ネーターの養成※(再掲)
- 総合相談機能の強化
- 移送サービス事業
- 日常生活自立支援事業(あんしんセンター)
- ②1 訪問介護支援事業(市社協経営)との連携
- 22 年末たすけあい配分事業
- 23 あさおオモチャとしょかん
- 24 子育て支援事業(子育て支援部会の取り組みを含む)
- 25 生活福祉資金貸付事業



詳しい計画書は、本会事務所 で閲覧、又はホームページで ご覧いただけます。



①事業・活動を実施していくための財源確保・法人運営 一財源確保の取り組みと法人運営一 ※●の大項目が、3つの柱と●~●の大項目を支えます。

31 の取り組み項目

26 共同募金運動 27 替助会員募集 28 高齢者フリーパスの販売 ※26~31の取り組み項目が、大項目●10の取り組み項目です。

29 地域福祉活動計画推進事業

30 区計協役員研修

31 財源確保の取り組みと法人運営



第3期麻生区地域福祉活動計画の中間見直しについて

目標 みんなでささえあう、暮らしやすいまちづくり

3 つ の 柱	11の大項目		31の取り組みの項目	目的(取り組みの概要) 計画策定時から目的や概要が変わった場合 は補足や追加をしています。 (<u>※補足や追加の箇所に下線を引いています。</u>)		平成27年度から29年度前期(9月)までの取り組み の状況	課題・取り組みの方向性 【継続、強化、縮小】 (<u>※補足や追加の箇所に下線を引いて</u> <u>います。</u>)
I知りあう!福祉への	◎重点項目 ①身近な「福祉」を目指 して 一「福祉」のニーズの把 提や理解普及・啓発事 業、社会福祉協議会の 周知の強化ー	1	あさお福祉まつり	設・団体などの活動を区民に対して広く周知し、区 民の福祉活動への理解と関心を高める <u>とともに、</u>	行委員会と参加団体による主体的な取組みを支援する。 〇実施や運営における課題を実行委員会で検討する。	運営を行う体制作りを進めている。 ふれあい部門・にぎわい部門・演芸部門の三つの部会を中	員会で検討する。
理解普及と情報提供		2	麻生区社会福祉大会	をはじめ、一堂に会した福祉関係者が、誰もが住 み慣れた地域で安心して暮らすことのできる「人に	○隔年で実施し、「あさお福祉まつり」と 合同で開催する。 ○「麻生区社会福祉大会」の表彰式典 の主旨、目的の理解を促進する。	隔年で実施しており、平成28年度は11月13日の「あさお福祉まつり」と同時開催した。 実行委員会で検討し、実施要綱の見直しを行い、感謝状贈呈の基準の変更を行った。(感謝状受賞要件である2年間に30万円の寄付額を20万円に変更した)。	【継続】 〇隔年で実施し、「あさお福祉まつり」と合同で開催する。 〇「麻生区社会福祉大会」の表彰式典の 主旨、目的の理解を促進する。
		3	■重点推進 啓発事業(広報啓発部会の取 り組みを含む)	地域住民の社会福祉への関心を高め、理解を促進するため、啓発事業を実施している。事業を通じて、福祉ニーズを把握するとともに、福祉に対する理解や知識の普及が進むとともに、地域福祉の担い手となる人材の育成につなげられるように進めている。 区社協が取り組む様々な事業は、福祉の啓発に関連するが、啓発事業は、主に麻生区社協の「広報啓発部会」で企画し、実施している。	〇地域の福祉ニーズを把握し、効果的な啓発事業を検討し、実施する。 〇社会福祉協議会の周知・啓発をより積極的に充実・強化する。	平成29年度は「親子福祉探検隊」に100名の小学生親子が参加)	〇地域の福祉ニーズを把握し、効果的な 啓発事業を検討し、実施する。 〇社会福祉協議会の周知・啓発をより積極的に充実・強化する。 〇社会福祉協議会の認知度の向上に向けた取り組みを継続し、市社会福祉協議会や他区社会福祉協議会などとも連携し、10%アップを目指す。 〇地域包括ケアシステムの推進に向けて、広報啓発の取組を通じて、共生意識の醸成に努める。 〇若い世代やこどもに向けて、こども向けの広報物作成など、ターゲットを絞った事

3 つ の 柱	11の大項目		31の取り組みの項目	目的(取り組みの概要) 計画策定時から目的や概要が変わった場合 は補足や追加をしています。 (※補足や追加の箇所に下線を引いています。)	計画策定時の取り組みの方向性の展開	平成27年度から29年度前期(9月)までの取り組み の状況	課題・取り組みの方向性 【継続、強化、縮小】 (<u>※補足や追加の箇所に下線を引いて</u> います。)
		4	福祉教育の推進	ボランティア活動振興センター運営委員会の中に、学校関係者、PTA、福祉施設、当事者団体、ボランティアグループなどの代表者による「福祉教育推進委員会」を設置して、地域全体で福祉教育を支援する方法等について検討している。	教育推進への取り組みの周知について 強化する。 〇学校との情報共有及び連携の方法等 について、関係機関との連携を強化す る。 〇小学校、中学校、高等学校における 児童・生徒の発達段階に応じた、「福祉	社協を通じて福祉の話を聞いた方、体験をした方が平成27年度は50件の申込みがあり、延べ4,038人、平成28年度は49件の申込みがあり、述べ3,981人だった。また、区内の小、中、高校の先生方と地域の方との懇談会や学校等で福祉の授業を行なってもらった当事者やボランティア団体の交流会を実施し、福祉教育の目的などについて理解を深めた。さらに子どもの発達段階に合わせた「福祉教育授業の展開・授業教材例」(福祉学習モデルプログラム)と、学校の先生がより福祉教育のイメージをしやすいように写真等を入れた「福祉教育のパンフレット(A3)」を作成し、区内の小・中・高・養護学校に送付し活用を促進した。	【強化】 〇「福祉学習ガイドブック」や「福祉教育のパンフレット」を通じた福祉教育推進への取り組みを強化する。 〇子どもの頃からの福祉の教育や啓発は有意義であるため学校との情報共有や連携を強化する。 〇地域包括ケアシステムのビジョンを踏まえ、地域共生社会の実現を目指して、高齢になっても、あるいは認知症や障害があっても社会に参加・貢献していくことができるよう、地域全体を視野に入れた福祉教育の取り組みを検討する。
	◎重点項目 ②「福祉」の情報を効果 的に伝えていくために -「福祉」に関する情報 収集・提供の充実、社会 福祉協議会の効果的な 広報の充実-	5	■重点推進 広報紙「ほほえみ」(広報啓発 部会の取り組みを含む)	麻生区社協の広報紙「ほほえみ」を発行し、区民に対し、麻生区社協の事業や地域の福祉情報、福祉の講座や研修などの情報を提供するとともに、啓発をはかることを目的に広報紙を発行する。 区社協事業のみならず、区社協の会員、福祉施設、関係団体の情報なども広く掲載し、区民に区内の福祉情報を提供し、多くの方に読まれる紙面づくりを目指している。		広報紙「ほほえみ」を発行し、区民に対し、区社協事業や地域の福祉情報、講座や研修などの情報を提供し、啓発を図った(年2回は町会自治会加入世帯に全戸配布、公的機関に配架等で55,000部発行、1回はタウンニュース紙面に掲載38,000部発行)。 紙面のリニューアルを行い、より親しみやすく分かり易い紙面づくりに取り組み、地域から好評を得ている。 区社協事業のみならず、区社協の会員、福祉施設、関係団体の情報なども広く掲載し、区民に区内の福祉情報を提供し、多くの方に読まれる紙面づくりを目指している。	【継続】 〇広報紙の発行について、部会の関わり 方や効果的な発行形態、紙面づくりなどに ついて検討し、広報紙を発行する。 〇社会福祉協議会の周知・啓発をより積 極的に充実・強化する。
		6	■重点推進 ホームページ(広報啓発部会 の取り組みを含む)	時に情報提供・情報発信するとともに、社会福祉協	すく親しみやすいホームページ作りを行う。	迅速に情報を発信するとともに、見やすく親しみやすいホームページ作りを行った。実施事業(講座や行事の結果、福祉教育の状況等)の報告を頻繁に更新するなど、ホームページを積極的に活用して、社会福祉協議会の周知・啓発をタイムリーに積極的に行った。	【継続】 〇迅速に情報を発信するとともに、より、 見やすく親しみやすいホームページ作りを 行う。 〇ホームページを活用して、社会福祉協 議会の周知・啓発をより積極的に行う。
		7	■重点推進 各事業の情報紙の発行	関する様々な情報を提供し、ボランティア活動への理解と関心を高め活動への参加を促進している。	○「ぼらぼら広場」の配布先を開拓する。 ○「ぼらぼら広場」の配布の効果や認知 度について把握する。	に「ぼらぼら」コーナーを設けてボランティア募集等の情報発信を行った。 老人福祉センターでは、毎月「月のたより」や年2回「いきいき 新聞」を発行して、センターの行事や事業の情報発信を行っ	【継続】 〇「ぼらぼら広場」は「ボランティアコーディネート委員会」を中心に検討し、発行する。 〇「ぼらぼら広場」の配布先を開拓する。 〇「ばらぼら広場」の配布の効果や認知度について把握する。 〇老人福祉センターの利用促進のため、引き続き、「月のたより」や「いきいき新聞」を発行する。
		8	■重点推進 パンフレットの作成・配布	ノノレツトでリーノレツトを作成し、地域住民をはし	〇パンフレット・リーフレットを活用して、 区社協の活動・事業の紹介・PRをより積極的に行う。 〇掲載内容に変更があった場合は、情報を更新し、新たに作成する。	区社協の組織変更などに伴い、平成28年度に区社協パンフレットのリニューアルを行い、より分かりやすく社会福祉協議会の組織を紹介する事で、認知度を高め啓発を促進するよう様々な機会において活用した。 その他、各種事業のリーフレットなどは必要に応じて作成し、掲載情報の更新を行った。	【継続】 〇パンフレット・リーフレットを活用して、区社協の活動・事業の紹介・PRをより積極的に行う。 ○掲載内容に変更があった場合は、情報を更新し、新たに作成する。

3 つ の 柱	11の大項目		31の取り組みの項目	目的(取り組みの概要) 計画策定時から目的や概要が変わった場合 は補足や追加をしています。 (※補足や追加の箇所に下線を引いています。)		平成27年度から29年度前期(9月)までの取り組み の状況	課題・取り組みの方向性 【継続、強化、縮小】 (<u>※補足や追加の箇所に下線を引いて</u> <u>います。</u>)
Ⅱふれあう!地域交流活動の推進	③高齢者のいきがいづく りの推進 -「老人福祉センター」 「老人いこいの家」の充 実-	9	老人福祉センターの運営	麻生老人福祉センターは、市内の60歳以上の高齢者を対象とした施設である。 「センターまつり」「敬老のつどい」等のイベント、教養の向上を目的とした講座、健康増進事業、健康・生活相談等を継続して実施し、利用者の生きが	〇利用者の安全に配慮し、公平な利用に努め、事故や利用に支障が生じることのないよう円滑な管理運営を行う。 〇「団塊の世代」を中心に利用者の獲得に努め、生きがいづくりや魅力のある行事、講座等の事業実施を検討する。 〇平成31年度から予定される指定管理者の募集について、応募を行うか検討する。	ター訪問やセンター職員の授業参加、わくわくプラザ参加児童によるハロウィンパーティー等、地元の子供たちとの交流の機会があった。計画時に上げた「団塊の世代」を中心とした利用者の獲得については平成27年度は「スマホ・タブレット講座」を	〇平成31年度から予定される次期指定管 理の募集については、運営状況や課題等
		10	老人いこいの家の運営	館(王禅寺、片平、千代ヶ丘、白山、麻生、岡上、百 合丘)の管理運営を行っている。 老人いこいの家は、市内の60歳以上の高齢者を	〇利用者の安全に配慮し、公平な利用に努め、事故や利用に支障が生じることのないように円滑な管理運営を行う。 〇平成31年度から予定される指定管理者の募集について、応募を行うか検討する。	の実施などによりニーズの把握に努めている。 川崎市の多世代交流を促進する方向性に基づき、平成28年度より、モデル事業として、片平老人いこいの家において、こども文化センター・障害者施設しらかし園、北部地域療育センターとの合同で交流行事「かたひらなかよしフェスタ」を開催している。加えて平成29年度より、千代ヶ丘こども文化センターにおいて千代ヶ丘いこいの家利用者と囲碁教室、フラダンスな	対応するために地域包括支援センターや 行政の相談窓口との連携に努めていく。

3 つ の 柱	11の大項目		31の取り組みの項目	目的(取り組みの概要) 計画策定時から目的や概要が変わった場合 は補足や追加をしています。 (※補足や追加の箇所に下線を引いています。)	計画策定時の取り組みの方向性の展開	平成27年度から29年度前期(9月)までの取り組み の状況	課題・取り組みの方向性 【継続、強化、縮小】 (<u>※補足や追加の箇所に下線を引いて</u> <u>います。</u>)
	◎重点項目 ④広げよう!地域活動・ ボランティア活動 ーボランティアに関して の取り組みの充実ー	11		て、地域に求められる必要な講座を検討し、企	○「麻生区ボランティア養成講座」を関係機関と連携し、地域の人材育成の中心的な取り組みとして実施する。 ○関係機関と連携を密にし、地域のつながりを作り、互いを活用し合えるような講座を実施する。 ○各部会・委員会で実施する講座の意	また、領職パランティアケルーフの一一人を奉に、平成27年度は傾聴ボランティア養成講座を開催し、受講者が傾聴ボランティアを始めるなど実際の活動につながっている。会議で出る意見を基に協議・検討し、タイムリーに対応することで、有効な事業実施につなげている。 田園調布学園大学との連携により、学生の力を生かした取組みや大学行事「ミニたまゆり」(子どもたちの街づくり体験)において聴覚障害者協会と協働し、ミニ手話講座を実施した。大学との協働でいち早く熊本地震義援金の街頭募金を行うなど、連携体制ができている	○関係機関と連携を密にし、地域のつながりを作り、互いを活用し合えるような講座を実施する。 ○各部会・委員会で実施する講座の意義や趣旨・目的を随時見直し、有機的な連携を進める。 ○ボランティア活動者のモチベーションや、やりがいにつながるような取り組みを
		12	■重点推進 ボランティアに関しての相談・ 調整、ボランティアコーディネー ターの養成	ボランティア活動振興事業の一環として、「ボランティア活動をしたい(している)人や団体」と「ボランティアの支援を求める人や団体」をつなぐとともに、地域の活性化に取り組む様々な人・団体・機関をつなぐことにより「福祉のまちづくり」が推進できるように取り組む。 <u>災害ボランティア活動についての検討。</u>			りよい方法も併せて検討する。
		13	活動の支援(ボランティアグループ等活動助成)	を支援するため、その活動に対して活動経費の一	る住民の参加による生活支援活動の強化・開発につなげていけるよう事業を継	区内を活動拠点とする福祉分野のボランティアグループ及び障害児者等の当事者団体に対して活動助成金として交付した。 平成27年度 36団体 合計1,010,000円 平成28年度 37団体 合計1,042,000円 平成29年度 33団体 合計 955,800円	【継続】 〇ボランティアグループ等の福祉活動に対し、資金的な支援をすることで地域活動の活性化を促し、さらには住民の参加による地域福祉活動の強化や開発につなげていけるよう事業を継続する。

3 つ の 柱	11の大項目		31の取り組みの項目	目的(取り組みの概要) 計画策定時から目的や概要が変わった場合 は補足や追加をしています。 (※補足や追加の箇所に下線を引いています。)	計画策定時の取り組みの方向性の展開	平成27年度から29年度前期(9月)までの取り組み の状況	課題・取り組みの方向性 【継続、強化、縮小】 (<u>※補足や追加の箇所に下線を引いて</u> <u>います。</u>)
			■重点推進 地区社会福祉協議会への支援 (①地区社協を中心とした地域 住民主体の福祉活動の促進、 ②地域包括ケアを意識した地 域の繋がりによる見守り・助け 合い活動の促進)	自らの地域を自らの手でより良い地域にして行くことを目指す小地域福祉活動の主たる担い手である地区社会福祉協議会(以下「地区社協」)に対し、地区社協が自主的・主体的に活動・運営が行えるように支援を行う。		地区社協の自主的・主体的な運営がさらに促進されるように、職員の地区社協への働きかけや関係づくりの努力により、意識的に支援・働きかけを行うことで、地区社協の役員を中心とした地区社協メンバーによる自主的・主体的な組織運営、会議開催、事務・会計、部会・委員会の事業実施が進み、地域住民主体の地域福祉活動の担い手としての機能が強化されました。その事により地区社協事業が活発化し、事業参加者も大幅に増加しました。	【強化】 〇地区社協の自立的・主体的な運営に向けた支援を引き続き行う。 〇社会福祉協議会を地域住民に周知し、理解してもらうための取り組みを行う。 〇小地域福祉活動をより効果的に推進していくために、有効な方策を地区社協メンバーと共に検討していく。 〇地域包括ケアシステムの推進に向けて、地区社協活動の支援を通じて、「互助の促進」につながるように努めていく。
	◎重点項目	15	高齢者ふれあい活動支援事業	本事業は、市社協が地域で暮らす高齢者の自立 生活支援、社会的な孤立感の解消、心身の機能低 下の予防、地域におけるボランティア活動の推進を 目的に、地域住民が主体となって行う「会食会」「配 食サービス」「ミニデイサービス」の活動を推進する ために助成金の交付を行う。 区社協では、高齢者ふれあい活動実施団体(以 下「実施団体」)から提出があった申請書類の受付 及びその活動内容を確認し、申請書類の取りまと めを行い、市社協へ提出するという事務手続きを 行っている。	これぶこ 世界人力は古来の古みたに	区社協では、高齢者ふれあい活動実施団体(以下「実施団体」)から提出があった申請書類の受付及びその活動内容を確認し、申請書類の取りまとめを行い、市社協へ提出するという事務手続きを行った。 また、事務手続きの際、各団体からの相談に対し、積極的に関わり、アドバイス等支援を行った。	【継続】 〇本事業に関する川崎市の動向を踏まえ ながら、補助金交付事業の事務を行う。
	● 単原 日 ⑤近所の中で、気軽に 「ふれあえる」関係づくり を目指して 一地区社協等の地域活動への支援と交流の場づくり等地域ネットワーク 活動の推進ー	16	地域力の向上に向けた取り組 みと災害に備えた取り組み(在 宅福祉サービス部会の取り組 みを含む)	域の関係づくりが重要になってくる。	〇「在宅福祉サービス部会」の中で、「日頃からお互いに支えあう地域づくり」「近所づきあい」等のネットワークの構築について、どのような取り組みができるのか検討し、推進していく。	「懇談会」は、「要援護者」を含む、地域住民すべてを対象として捉え、必要な時には、お互いがささえあう地域づくりを目指して、名称を変更しました。 【地域でともに生きるを考える懇談会(旧要援護者支援について考える懇談会)】町会・自治会、民生委員、区内福祉関係等専門職など地域福祉を推進するリーダー役の方を対象平成27年度「地域のささえあいについて考える」、参加者98名、平成28年度「活動事例から〜地域でともに生きるを考える〜」参加者81名 「講演会」は、住民全般を対象に、住民がお互いにささえあう地域づくりや、住民の福祉活動への参加を促進するために、日頃からの地域の関係づくりの大切さを考え、誰もが地域社会の一員であることの理解を深める機会とし、共生意識の醸成を進める機会となるよう開催しました。「地域の関係づくりの大切さを考える講演会」区民全般を対象平成27年度「困った時の身近な相談先」、参加者60名、平成28年度「ボランタリーライフのすすめ」〜ソーシャルな暮らしで結ばれる人と人、人と地域の「縁」とは〜参加者45名	【強化】 〇「みんなでささえあう、暮らしやすいまちづくり」の実現に向けて、地域包括ケアシステムのビジョンを踏まえ、地域共生社会の実現を目指して、地域が抱える生活課題に対して、地域住民が自ら取り組んでいけるよう、地域のつながりを深め、お互いに顔の見える関係を築き、ささえあい助けあうことができる地域力の向上を目指す。
		17	麻生区民生委員児童委員協議 会への支援	児協。)。	地区民児協間の連絡・調整、連携を図る。 〇研修会の開催により民生委員児童委員の資質向上を図る。 〇市民児協・行政等関係機関と情報共	した(平成27年度は子どもの貧困と児童福祉の課題をテーマに実施、98名が参加。平成28年度は「だれもが安心して暮ら	【継続】 〇会長会・役員会を通じて、情報交換、地区民児協間の連絡・調整、連携を図る。 〇研修会の開催により民生委員児童委員の資質向上を図る。 〇市民児協・行政等関係機関と情報共有・連携を図り、事業を推進する。 〇民生委員の欠員などの諸課題に対し

3 つ の 柱	11の大項目		31の取り組みの項目	目的(取り組みの概要) 計画策定時から目的や概要が変わった場合 は補足や追加をしています。 (※補足や追加の箇所に下線を引いています。)		平成27年度から29年度前期(9月)までの取り組み の状況	課題・取り組みの方向性 【継続、強化、縮小】 (<u>※補足や追加の箇所に下線を引いて</u> <u>います。</u>)
皿ささえあう!相談体制	◎重点項目⑥「人」と「地域」をつなける支援体制を目指して一支援を必要としている方への総合的な相談支援一	18	■重点推進 総合相談機能の強化 (①区社協の各部署間の連携 強化、②生活困窮者自立支援 制度等を意識した関係機関と の連携強化)	支援を必要とする方への総合的な相談支援が行えるように麻生区社協の相談機能を高める。 福祉に関連する相談(高齢者支援、障害のある方の支援、子育て支援、経済的支援などに関する相談)、ボランティア活動に関する相談など、区社協に寄せられる様々な相談に総合的に対応できるように相談機能の強化に努める。 (地域課、事業課〈あさお訪問介護支援事業所〉、あんしんセンター、麻生老人福祉センター、老人いこいの家の各部署がより密接に連携し、寄せられる相談に総合的に対応するとともに、行政・専門機関等と連携して効果的な相談支援が行えるように、相談機能の強化を図る。)	在協としての取り組みを必要に応じて検討する。 ○総合的に相談に対応する区社協各部署の共通認識を深め、より密接に連携を図る。 ○行政・専門機関等との連携を強化し、	職員の関係機関との関係づくりや、情報やノウハウの蓄積が進んだ。 区役所や地域包括支援センターなどの事業に該当しない相談者に対しても、主訴を聞き取り、丁寧に対応をし適切な機関につなぐなど、相談者に寄り添った対応に努めた。他機関につなぐ際も、たらい回しにされたという気持ちにならないように、誠実な対応を心がけた。	の状況を注視し、本制度に関連する区社協としての取り組みを必要に応じて検討する。 〇総合的に相談に対応する区社協各部署の共通認識を深め、より密接に連携を図る。
	⑦高齢者支援の充実 一高齢者支援を目的とした事業・活動の充実一 ⑧障害児・者支援の充実 一障害児・者支援の充実 一障害児・者支援を目的とした事業・活動の充実 の子育て支援の充実 一等子育で支援の充実 一等子育で支援の充実 の方実した事業・活動の充実	19	移送サービス事業	家庭において、移送することが困難な高齢者及び 既存の交通機関を利用することが困難な高齢者及び 既存の交通機関を利用することが困難な障害児者 に対して、移送用の福祉車輌を利用することによ り、移動手段を確保し、社会参加の機会を増やし、 福祉の向上を図ることを目的に事業を実施してい る。 本事業は、道路運送法第79条第2項による登録 に基づいた福祉有償運送並びに移送用の福祉車 輌の貸出を実施する移送サービス事業である。	○運営委員会等の意見を参考に、区内の他の移送サービス事業者を支援、育成する中間支援団体としての取り組みなど多方向からの視点で事業の可能性を検討する。 ○利用件数を増やすための効果的な周知方法を検討し、次世代の運転ボランティアの確保、育成に取り組む。	平成27年度 賛助会員数23名 利用件数160件 平成28年度 賛助会員数21名 利用件数165件 ボランティア登録数 平成27年度 23名 平成28年度 17名 区内の移送サービスにかかわる団体同士の交流や情報交換を通じて、団体間のネットワークを広げるとともに、区内移送サービスの現状及び課題を共有することを目的として、平成27年度・28年度に「麻生区内移送サービス団体交流会」を開催し、共同でチラシを作成したり、研修会を実施した。また、28年度からは区民まつりに他の移送サービス実施団体と合同で出店し、移送サービス事業のPRを行った。 平成29年度には、区地域みまもり支援センター担当部長より「麻生区における移送・送迎のニーズと今後の方向性」というテースで講演しただした。	方法を検討し、次世代の運転ボランティアの確保、育成に取り組む。 ○区内移送サービスの現状を把握し、課題を共有するために、区内移送サービスにかかわる事業所同士の交流を促進し、事業所間のネットワーク化を図る。そして、
		20	日常生活自立支援事業(あんしんセンター)	川崎市社会福祉協議会から委託を受けて、認知 症等で判断能力が低下している高齢者や、障害者 に、福祉サービス利用の相談や、日常的な金銭管 理の支援等に取り組み、地域で安心して生活が送 れるよう支援を行っている。 具体的には、総合相談や、生活に欠かせないお 金の出し入れ・支払い代行等を行う「福祉サービス 利用援助・日常的金銭管理サービス」、証書等を金 融機関の貸金庫で保管する「書類等預かりサービ ス」、それらに伴う定期訪問等を行っている。また、 成年後見制度に関わる制度説明や関係機関の情 報提供を行っている。	がら、事業の周知を図る。 〇金銭管理に伴う訪問・相談を通して安心して生活ができるよう支援していく。 〇定期的に支援内容が適正かどうか評価を行い、自立に向けた支援として利用者本人の能力を生かした支援を行って	市社協の運営課と合同で、地域の認知症カフェや訪問介護支援事業所のヘルパー研修にてあんしんセンター事業の周知を行った。 金銭管理に伴う訪問・相談を通して、必要な福祉サービスや相談機関につなぎ、利用者が安心して生活ができるよう支援した。 定期的に支援内容が適正かどうか評価を行い、自立に向けた支援として利用者本人の能力を生かした支援を行った。 かながわ福祉サービス適正化委員会の事業実地調査を受け、変めて事業の提出を見か課題整理を行い、所力で共有した。	〇定期的に支援内容が適正かどうか評価

3 つ の 柱	11の大項目		31の取り組みの項目	目的(取り組みの概要) 計画策定時から目的や概要が変わった場合 は補足や追加をしています。 (※補足や追加の箇所に下線を引いています。)	計画策定時の取り組みの方向性の展開	平成27年度から29年度前期(9月)までの取り組み の状況	課題・取り組みの方向性 【継続、強化、縮小】 (<u>※補足や追加の箇所に下線を引いて</u> います。)
		21	訪問介護支援事業(市社協経営)との連携	平成26年度、川崎市社会福祉協議会が実施している居宅介護等事業の安定的で効果的な運営を目指し、事業実施体制の抜本的な見直しが図られた。これに伴い、「川崎市要介護者生活支援ヘルパー派遣事業」の区社会福祉協議会への委託は、平成27年3月31日をもって終了し、平成27年4月1日以降は、市社会福祉協議会に一元化され実施されることとなった。 区社会福祉協議会の地域福祉事業との連携は今後もより一層の充実強化を図る。	社協訪問介護支援事業所の情報共有	必要に応じて、個別支援ケースにおける連携を図っている。 訪問介護支援事業の利用者の支援について、あんしんセン ター事業の利用やボランティアの活用、年末慰問金の配布な ど、連携している。 また、かわさき暮らしサポーター養成研修の案内など、広報 への協力なども行っている。	【継続】 〇地域福祉事業との連携の推進。 〇随時、地域課、あんしんセンターと市社協訪問介護支援事業所の情報共有のための会議や、個別ケース検討会議の実施等。
		22	年末たすけあい配分事業	ている。配布に際しては、民生委員児童委員(以下 「民生委員」)の協力を得て、12月末に配布してい	〇年末たすけあい募金の実績を基に、 慰問金の配布事業の配布計画・配布方 法について検討していく。	年末たすけあい配分委員会を設置して、年末たすけあい募金の実績を基に、区内の在宅の高齢者(要介護4・5)、障害者(身体障害者手帳1・2級等)の方を対象に、「慰問金」の配布を行っている。配布に際しては、民生委員の協力を得て配布し、民生委員による要援護世帯の見守り活動につなげられるように実施している。平成27年度は478世帯2,390,000円配布。平成28年度は452世帯2,260,000円配布。 対象者に広く周知が行きと届くように、市政だよりの活用をはじめ、関係機関等へ案内するなど広報を積極的に行っている。 慰問金の配布以外の年末たすけあい募金は、麻生区社協の地域福祉事業へ配分されている。	【継続】 〇年末たすけあい募金の実績を基に、慰問金の配布事業の配布計画・配布方法について検討していく。 〇慰問金の配布事業は、新規申請者へ周知できるよう、広報に努めていく。
		23	あさおオモチャとしょかん		〇継続してオモチャとしょかん事業を実施する。 〇情報提供等広報に努める。 〇ポランティアの確保に努める。	の頻度で再開しており、延べ327名が利用した。七夕やクリスマス会など、季節の行事を実施している。平成29年度から第	【継続】 〇継続してオモチャとしょかん事業を実施する。 〇情報提供等、広報活動に努める。 〇ボランティアの確保に努める。 〇ボランティアとともに利用促進につなが
		24	部今の取り組みを含む)	地域での子育て支援を目的とした様々な事業を 実施している。現代の子育てにおける悩みや課題 に対し、アドバイスを行える講座等を開催するなど して、地域ぐるみで子育て中の親・子を支援する体 制作りを目指している。事業の推進については、麻 生区社協の理事・評議員・会員・地域協力者等によ り構成される麻生区社協の「子育て支援部会」で協 議・検討し、実施している。	○「子育て支援部会」を中心に、子育て 支援事業を検討・実施する。 ○乳幼児だけでなく、児童・青少年にも 対象を広げて、事業を検討し、実施して いく。 ○行政との連携を図り、事業を検討・推 進していく。	がたくさんいることがわかって良かった」「他のママたちと交流できて良かった」などの意見が挙げられている。 地域において子育てのネットワークづくりが促進されるよう	〇「子育て支援部会」を中心に、子育て支援事業を検討・実施する。 講座等の事業 に部会員が関わることで、子育でに悩む 親に対する「地域ぐるみの見守り」という視 点からの関わりを持つことができている。 今後もニーズに合わせた講座を開催し、 地域での子育で見守りの体制づくりや、交流の場を設けていく。 〇乳幼児だけでなく、児童・青少年も含めて事業を検討し実施していく。 〇行政との連携を図り、事業を検討・推進していく。

			T				
3 つ の 柱	11の大項目		31の取り組みの項目	目的(取り組みの概要) 計画策定時から目的や概要が変わった場合 は補足や追加をしています。 (※補足や追加の箇所に下線を引いています。)		平成27年度から29年度前期(9月)までの取り組み の状況	課題・取り組みの方向性 【継続、強化、縮小】 (<u>※補足や追加の箇所に下線を引いて</u> <u>います。</u>)
	⑩生活困窮者に向けた 取り組みの充実 一自立を目指した世帯 への支援一	25	生活福祉資金貸付事業(生活 困窮者自立支援制度等を意識 した関係機関との連携強化、そ の他相談機関等との連携)	生活福祉資金貸付制度は、低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進、並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的として実施する。 事業の実施主体は神奈川県社会福祉協議会であり、麻生区社協は、主に借受希望者からの相談窓口や申請時の申込内容の確認、借受人に対する相談支援等の業務にあたる。		生活福祉資金貸付事業では、新規相談から償還に関わる相談件数を合計すると平成28年度は延べ1,140件となる。 福祉事務所、ハローワーク、だいJOBセンターなど、行政・専	〇民生委員に対して制度説明を継続的に 行っていく。 <u>平成28年度に民生委員の一</u> 斉改選が行われたため、民生委員に対し
	①事業・活動を実施していくための財源確保・法人運営ー財源確保の取り組みと法人運営ー	26	共同募金運動	共同募金運動は、「社会福祉法」という法律を基 に、国や市町村でなく、「共同募金会」という民間団 体の活動によって行われている募金である。都道 府県を単位として、全国一斉に行う寄付金募集で、 都道府県ごとの地域福祉の推進を図るため、社会 福祉事業・更生保護事業を行う民間の関係施設・ 団体等の活動を資金面で支援することを目的として、「一般募金」と「年末たすけあい募金」を実施している。 寄附金は、県内と麻生区内の福祉活動の支えと なり、誰でもが幸せに暮らせるまちづくりのために 使われている。 区社協は、「神奈川県共同募金会川崎市麻生区 支会」の事務局として、区内の募金運動を推進している。	〇民間の福祉活動を支える重要かつ貴重な募金として、今後も募金運動を推進していく。 〇共同募金運動に対する理解を促進するため、共同募金運動の趣旨をわかりやすく伝えていく。	る、町会・自治会向けのQ&Aを作成し、理解の促進を図った。 可別募金における赤い羽根の配布について、平成27年度と	【継続】 〇民間の福祉活動を支える重要かつ貴重な募金として、今後も募金運動を推進していく。 〇共同募金運動に対する理解を促進するため、共同募金運動の趣旨をわかりやすく伝えていく。身近な福祉をささえる共同募金運動の理解を促進するため、引き続き広報・周知を強化する。 ○平成29年度より資材に加えた赤い羽根がどのように使われ実績などにどのように敷響があったかを検証する。
		27	■重点推進 賛助会員募集	町会・自治会等の協力により、区社協・地区社協の活動の趣旨に賛同していただき、活動のための資金面等に協力していただく賛助会員の募集を行っている。 賛助会員から集められた賛助会費が、区社協の事業と、区社協を経て地区社協の活動費として地域に還元される仕組みを説明・PRしている。 毎年、2月の1か月間を主に賛助会員の募集を行っている。また、2月に限定せず年間を通じても募集に努めていく。	「買切去買べの理解と人去の促進に劣める。 ○賛助会員への理解が得られるように、	【に 烩計をすすめた	○広報啓発部会等との連携などにより、 賛助会員への理解と入会の促進に努め
		28	高齢者フリーパスの販売	川崎市社会福祉協議会から、「川崎市高齢者フリーパスの交付事務」を受託し、当該フリーパスの交付事務を行なうことで、高齢者の社会的活動への参加を促進し、高齢者の福祉の増進を図るものである。	〇川崎市社会福祉協議会からの委託事業であるため、その動向に応じて取り組みを進めていく。 〇交付事務を通じて、来所した高齢者に対する総合相談につなげていく等、本会で実施する意義を検討していく。	フリーパスの交付及び販売により、高齢者の社会活動への参加を促進し、高齢者の福祉の増進を図っている。 平成27年度は519件、平成28年度は477件の交付・販売を行った。	【継続】 〇川崎市社会福祉協議会からの委託事業であるため、その動向に応じて取り組みを進めていく。 〇交付事務を通じて、来所した高齢者に対する総合相談につなげていく等、本会で実施する意義を検討していく。

3 つ の 柱	11の大項目		31の取り組みの項目	目的(取り組みの概要) 計画策定時から目的や概要が変わった場合 は補足や追加をしています。 (<u>※補足や追加の箇所に下線を引いています。</u>)	計画策定時の取り組みの方向性の展開	平成27年度から29年度前期(9月)までの取り組み の状況	課題・取り組みの方向性 【継続、強化、縮小】 (<u>※補足や追加の箇所に下線を引いて</u> います。)
		29	地域福祉活動計画推進事業	麻生区社会福祉協議会が、地域住民や福祉関係者、関係団体・施設、行政等と連携して、福祉のまちづくりを目指すための方向性や取り組みの内容を示す「麻生区地域福祉活動計画」を策定し、計画の推進を図る。 第2期麻生区地域福祉活動計画「第2期あさお「ひと・ひと」福祉プラン」が平成26年度で計画期間が終了するため、第3期麻生区地域福祉活動計画「第3期あさお「ひと・ひと」福祉プラン」を策定し、推進する。	谷の点検と兄直し(修正)を117。 〇平成31年度に地域福祉活動計画推進	第3期計画の方向性に基づいて、単年度の事業計画を策定し、実施している。 区行政計画の「麻生区地域福祉計画」(あさお福祉計画)との連携などを図るため、事務局から職員があさお福祉計画推進会議に出席し、相互に整合性や連動性に配慮しながら推進ができるように努めている。	【継続】 〇第3期計画の方向性に基づいて、単年度計画を策定し、実施していく。 〇中間年度の平成29年度に地域福祉活動計画推進委員会を中心に、計画の内容の点検と見直し(修正)を行う。 〇平成31年度に地域福祉活動計画推進委員会を中心に、第3期計画の評価を踏まえ、第4期計画の策定を行う予定である。 〇市や区の「地域福祉計画」、市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と、より連携や連動するために、計画年度を1年間延長する。 〇第3期計画の進行管理のために、毎年度、地域福祉活動計画推進委員会を開催する。
		30	区社協役員研修会	員を対象に、区社協の組織・事業、役員の責務、地	〇継続的に区社協の組織・事業、役員 の責務等に関する研修を実施していく。 〇効果的な研修内容・テーマを検討す る。	理事会・評議員会の中で、区社協の組織・事業、役員の責務、地域包括ケアシステム等を巡る地域福祉の動向等について研修を行っている。 平成29年度は「地域包括ケアシステムと共生社会~社協の役割~」をテーマとし、開催予定。	【継続】 〇継続的に区社協の組織・事業、役員の 責務、 <u>地域包括ケアシステム等を巡る地</u> <u>域福祉の動向</u> に関する研修を実施してい く。 〇効果的な研修内容・テーマを検討する。
		31	財源確保の取り組みと法人運営の整理	区社協の事業・活動を円滑に推進していくための 必要な財源確保の取り組みや効果的な法人の運 営方法等を検討する。	の財源確保に継続して取り組んでいく。	財源確保については、新設施設や区社協の未加入団体に入会を案内している。 賛助会員の増強については賛助会員募集検討委員会を開催し、検討を進めた。(No.27賛助会員募集参照)。 社会福祉法の改正に伴い、平成28年度に法人の体制等(役員・評議員の選出、定款・規程の変更)の整備を進めた。 平成29年度市社会福祉協議会職員課題別研修にて、職員が率先して「相談対応における情報共有〜担当者間の事業連携〜」をテーマに事例発表し、チームワークによる成果を発表した。 時間外労働については、縮減に努め、ここ数年は減少傾向で推移し、ワークライフバランスの取れたやりがいのある職場づくりに努めた。	【継続】 ○区社協の事業・活動を推進するための財源確保に継続して取り組んでいく。 ○人員と財源を効果的に使い、有効な事業・活動が実施できるように努める。 ○時間外労働の経費の縮減に努めるとともに、職員の健康を維持し、やりがいのある職場づくりに努める。

社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会 地域福祉活動計画推進委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会定款第18条及び 部会委員会設置規程に基づき、地域福祉活動計画推進委員会(以下「委員会」と いう。)を設置し、「地域福祉活動計画」の進行の管理と分析・評価及び計画の推進 と見直しを図ることを目的に、川崎市麻生区社会福祉協議会会長(以下「会長」と いう。)の諮問機関とする。

(委員会)

- 第2条 委員会は、次の各号に属する者で構成し、会長がこれを委嘱する。
 - (1) 公私社会福祉事業施設·団体
 - (2) 地区社会福祉協議会
 - (3) 地区民生委員協議会
 - (4) 地区保護司会
 - (5) 町会・自治会連合会
 - (6) 社会福祉当事者団体
 - (7) ボランティアグループ
 - (8) 社会福祉に関係ある団体・機関
 - (9) 社会福祉関係行政機関
 - (10) 学識経験者
 - (11) その他会長が特に認めた者
- 2 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。 (会議)
- 第3条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 2 委員会が必要であると認めたときは、関係者の出席を求め、説明あるいは意見を を聴くことができる。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第5条 委員会の事務は、区社会福祉協議会地域課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱で定めるものの他、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が 別に定める。

附則

この要綱は、平成16年5月24日から施行する。

麻生区社会福祉協議会 地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿

(平成26年度·平成27年度) 平成27年3月(計画策定時点)

		所属	選出区分 会員団体の種別
1	◎山本 浩真	麻生区社会福祉協議会・副会長 麻生東地区社会福祉協議会・会長	第2種 地区社協(理事)
2	○小平 隆雄	田園調布学園大学心理福祉学科・講師	学識者
3	藤田 茂樹	潮見台みどりの丘・施設長	第1種 公私社会福祉事業施設・団体 (理事)
4	平田 雅之	柿生学園・施設長	第1種 公私社会福祉事業施設・団体 (評議員)
5	田中 君惠	麻生区社会福祉協議会・副会長 柿生地区社会福祉協議会・会長	第2種 地区社協 (理事)
6	松本嘉通子	麻生区民生委員児童委員協議会・副会長 柿生第2地区民生委員児童委員協議会・会長	第3種 地区民児協
7	吉垣 君子	麻生区民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会・部会長	第3種 地区民児協
8	久保倉 清	麻生区保護司会・会長	第4種 地区保護司会(理事)
9	樋口誠	麻生区町会連合会・会計	第5種 町会・自治会連合会 (理事)
10	北村 知子	ジョイ☆フレンズ・代表	第6種 障害者等当事者団体
11	金森 忠一	ASAO健康井戸端会議・代表	第6種 障害者等当事者団体
12	鷹取 順子	ふれあい・いきいきサロン・代表	第7種 ボランティアグループ (理事)
13	石井 栄子	子育てひろばみどりのへや・代表	第7種 ボランティアグループ (評議員)
14	渡邊 利	麻生区子ども会連合会・会長	第8種 社会福祉に関係ある団体・機関(評議員)
15	魚本 陽子	ボランティア・当事者連絡会・副代表	第8種 社会福祉に関係ある団体・機関
16	柳島 文子	ボランティア・当事者連絡会・世話人	第8種 社会福祉に関係ある団体・機関
17	大西 義雄	麻生区役所保健福祉センター・麻生福祉事務所長	第9種 社会福祉関係行政機関(評議員)
18	稗苗 咲子	麻生区社会福祉協議会・事務局長	区社協事務局

◎委員長 ○副委員長

麻生区社会福祉協議会 地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿

(平成28年度·平成29年度) 平成30年3月時点

		所属	選出区分 会員団体の種別
◎壁	宣昭	麻生区社協・副会長 麻生東地区社協・会長	第2種 地区社協
○小平	隆雄	田園調布学園大学心理福祉学科・講師	学識者
高橋 得	 子法	特別養護老人ホームラスール麻生・法人事業部長	第1種 公私社会福祉事業施設・団体
風間 邦	18忠	柿生学園・施設長	第1種 公私社会福祉事業施設・団体
			第2種 地区社協
伊藤道		麻生区民児協・副会長	第3種 地区民児協
吉垣 君	書子	麻生区民児協主任児童委員部会・部会長	第3種 地区民児協
松澤	元	麻生区保護司会・会長	第4種 地区保護司会
鈴木 ፲	正視	麻生区町会連合会・会計	第5種 町会・自治会連合会
北村 知	7	ジョイ☆フレンズ・代表	第6種 障害者等当事者団体
金森 忠		ASAO健康井戸端会議・代表	第6種 障害者等当事者団体
佐野 幸	章子	麻生区身体障害児者団体協議会・副会長	第6種 障害者等当事者団体
鷹取順	頁子	ふれあい・いきいきサロン・代表	第7種 ボランティアグループ
石井 栄		子育てひろばみどりのへや・代表	第7種 ボランティアグループ
魚本 陽	湯子	あさおボランティア・当事者連絡会・副代表	第8種 社会福祉に関係ある団体・機関
柳島 文	て子	あさおボランティア・当事者連絡会・世話人	第8種 社会福祉に関係ある団体・機関
渡邊	利	麻生区子ども会連合会・会長	第8種 社会福祉に関係ある団体・機関
猪又 俊	竞也	麻生区役所保健福祉センター・麻生福祉事務所長	第9種 社会福祉関係行政機関
稗苗 咲		麻生区社協・事務局長	区社協事務局
	○ 高 風 伊 吉 松 鈴 北 金 佐 鷹 石 魚 柳 渡 猪 一 平 《 ≠ 道 署 木 村 森 野 取 井 本 島 邊 又	○小平 降雄 高橋 邦 (日本) (日本) (日本)	 ②壁 宣昭 麻生区社協・副会長 麻生東地区社協・会長 ○小平 隆雄 田園調布学園大学心理福祉学科・講師 高橋 得法 特別養護老人ホームラスール麻生・法人事業部長 風間 邦忠 柿生学園・施設長 伊藤 道子 麻生区民児協・副会長 麻生区民児協・副会長 麻生区民児協主任児童委員部会・部会長 粉木 正視 麻生区甲会連合会・会計 北村 知子 ジョイ☆フレンズ・代表 金森 忠一 ASAO健康井戸端会議・代表 体野 幸子 麻生区身体障害児者団体協議会・副会長 鷹取 順子 ふれあい・いきいきサロン・代表 石井 栄子 子育てひろばみどりのへや・代表 魚本 陽子 あさおボランティア・当事者連絡会・副代表 からおボランティア・当事者連絡会・世話人 渡邊 利 麻生区子ども会連合会・会長 猪又 俊也 麻生区役所保健福祉センター・麻生福祉事務所長

◎委員長 ○副委員長



第3期麻生区地域福祉活動計画 第3期あさお「ひと・ひと」福祉プラン中間見直し版

発 行 平成30年3月 社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会

住 所 〒215-0004 川崎市麻生区万福寺 1 丁目 2 番 2 号 新百合 21 ビル 1 階 福祉パルあさお内

電 話 044-952-5500

FAX 044-952-1424

ホームページ

麻生区社会福祉協議会

検索



この事業は賛助会費を活用しています。 賛助会員を募集しています。 詳しくはホームページへ (福) 川崎市麻生区社会福祉協議会